

価格変動リスクから会社を守る

経営安定化に向けた解決策のご提案

第5章

商品先物市場を利用した

現物仕入と換金

商品先物市場の受渡を利用するメリット

1. 仕入ソースの**多様化**
2. 自社の**裁量**で仕入れ価格を決定
3. 大手業者と同じ土俵で**値決め**に参加
4. **安い**仕入れ価格
5. 新たな**販路**と**換金先**の確保

仕入ソースの多様化

✓ 現物の確保

値段の確定：商品先物市場であらかじめ決めた売買価格は、その後、相場が変わっても有効。

複数の仕入先：商品先物市場の参加者は不特定多数。取引相手が容易に見つけられる。

確実な授受：買い方は必ず商品を、売り方は必ず現金を受け取れる仕組みを確保。

品質の安定：公平な鑑定人がサンプルを精査。不合格品は代替商品を用意。劣化品は度合いに応じて取引所が値引き金額を裁定し徴収、買い方に支払い。

✓ 価格の変動リスクを軽減

価格の分散：仕入を複数回に分けることで購入価格を平均化。

自社の裁量で仕入れ価格を決定

✓ 大手主導の価格決定から脱出

透明な価格：商品先物市場の価格は**透明**な価格。取引の過程が全部見える。

公正な価格：商品先物市場の価格は**公正**な価格。値決めのルール違反は取引所が徹底**監視**。

自分で決定：有利だと思った価格で購入価格を決定。もちろん従来の仕入れ先との**併用**も可能。

大手業者と同じ土俵で値決め

✓ 取引ルールは大手も中小も同じ

厳格な規則：商品先物市場のルールブックは商品取引所が定める業務規程。取引所は違反を未然に防止するため、常に厳しいチェック体制を敷いている。

安い仕入れ価格 ガソリン価格の比較

中部大阪商品取引所（C-COM）の納会価格と
資源エネルギー庁卸価格調査の比較（単位：円／リッター）

	資エネ庁 卸売調査価格	C-COM納会価格	C-COM納会価格 税込	C-COMとの 価格差
08年4月	112.6	75.23	103.93	▲ 8.67
5月	142.3	84.51	138.31	▲ 3.99
6月	153.0	88.52	142.32	▲ 10.68
7月	160.8	95.26	149.06	▲ 11.74
8月	161.2	91.97	145.77	▲ 15.43
9月	152.3	88.50	142.30	▲ 10.00
10月	136.4	80.65	134.45	▲ 1.95
11月	113.2	51.45	105.25	▲ 7.95
12月	96.9	40.21	94.01	▲ 2.89
09年1月	92.3	30.82	84.62	▲ 7.68
2月	94.7	35.06	88.86	▲ 5.84
平均	129.2	69.87	121.57	▲ 7.63

* 資エネ庁「石油製品卸価格調査」より全国平均価格を抜粋。同価格は元売会社の特約店仕切価格（税抜き）

* 中部大阪商品取引所税込価格は（納会値段÷1000）+53.8円（ガソリン税、08年4月）で計算（消費税抜）

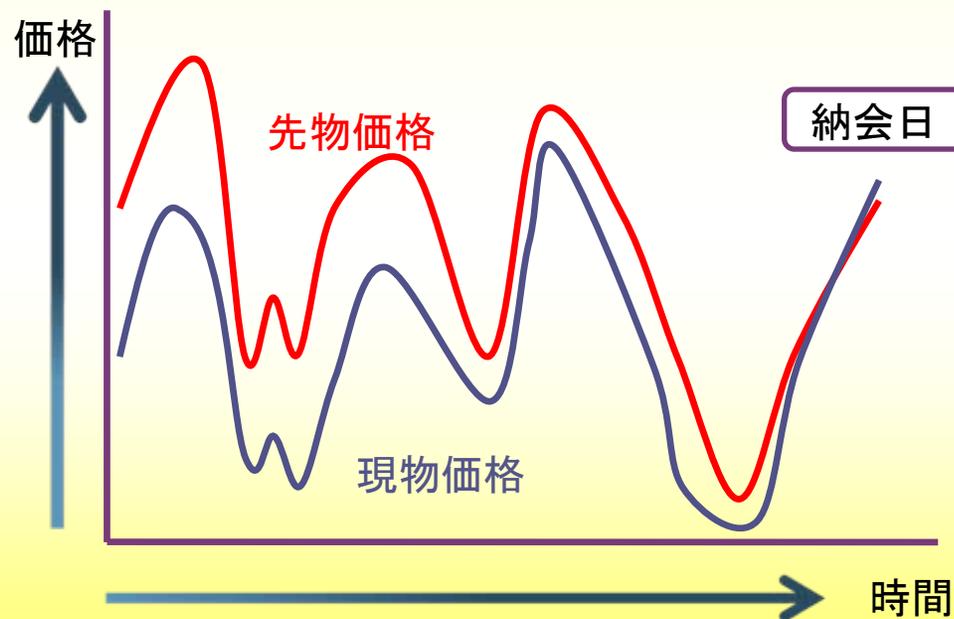
知っておきたいルールと用語

- ☑ **限月**（げんげつ）：商品の受渡ができる月
（例）6月限（がつぎり）の受渡期間は6月1日～30日（* 石油市場の場合）
- ☑ **納会**（のうかい）：ある限月の最終取引日
（例）石油市場の6月限の納会は5月25日（休日の場合は繰り上げ）
通常は前月の一定日。取引所、商品により若干の違いあり。
- ☑ **先物契約の期間**：最長6か月から1年先まで
（例）東京工業品取引所・中部大阪商品取引所の石油市場、ゴム市場は最長6か月、
東京工業品取引所の貴金属市場・東京穀物商品取引所の穀物市場は最長1年
- ☑ **価格の確定**：一度契約した価格はその後の市場の価格変動に左右されることなく、決められた受渡期間内に、その値段で現物の受渡ができる

先物価格と現物価格の関係

- **連動性**: 先物価格と現物価格は互いに影響
- 先物価格の**先行性**(指標性): 現物市場では、先物市場の将来の価格を参考に値決め
- 納会日に先物価格と現物価格は理論上**一致**

ただし取引量が極端に少ない市場では価格乱高下に注意



現物受渡のしくみ

取引最終期限まで買いまたは売り契約を持ち続けることで、**現物の購入**(引取)または**売却**(引渡)ができる。

⇒ 換金および資金の調達

⇒ 原材料の調達

⇒ 在庫の調節

1 2 月限を利用した受渡
(石油市場の例)



取引日



5月26日以降

* 平成21年

納会日

11月25日



受渡期間
12月1日～末日

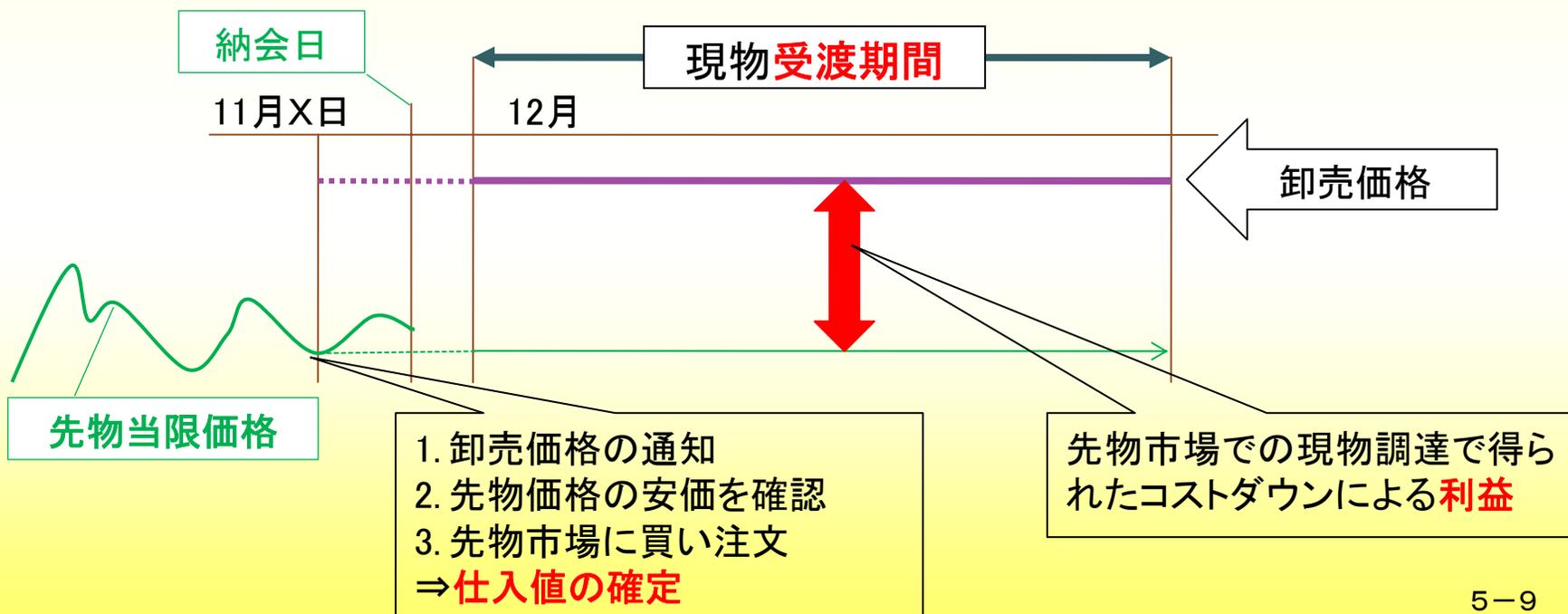
現物調達によるコストダウン

中間流通業者のケース

【前提】

1. 商品先物市場の納会前に、卸売業者から翌月の卸売価格を通知される
2. その時の先物価格が卸売価格より安い

【対応】⇒ 商品先物市場で買い注文を入れ、同市場で現物を調達



収益が確保できる時に現物を手当て

石油中間流通業者のケース

【前提】

灯油は需要に季節性が高く、年間を通じて夏季は価格が比較的安い。いまの値ごろで仕入れたら十分に利益が見込める

【問題点】

1. タンクチャージ（倉庫料）を負担したくない
2. いま（夏）の段階で資本を固定したくない

【対応】 ⇒ 7月、商品先物市場で今年12月に受渡時期が到来する灯油を買い付け

【回答】

1. 先物取引ではタンクチャージは不要。
2. 石油（灯油・ガソリン・軽油）先物取引は最大6か月先の価格をいま確定できる。必要なのは現物価格の10分の1程度の証拠金だけ（⇒3章）

* 需要シーズン入りするまで複数月に分けて現物を調達する方法が現実的だが、ここでは先物市場での価格固定化とコスト削減メリットを説明している。

商品先物市場を利用した**応札**

石油中間流通業者のケース

【問題点】

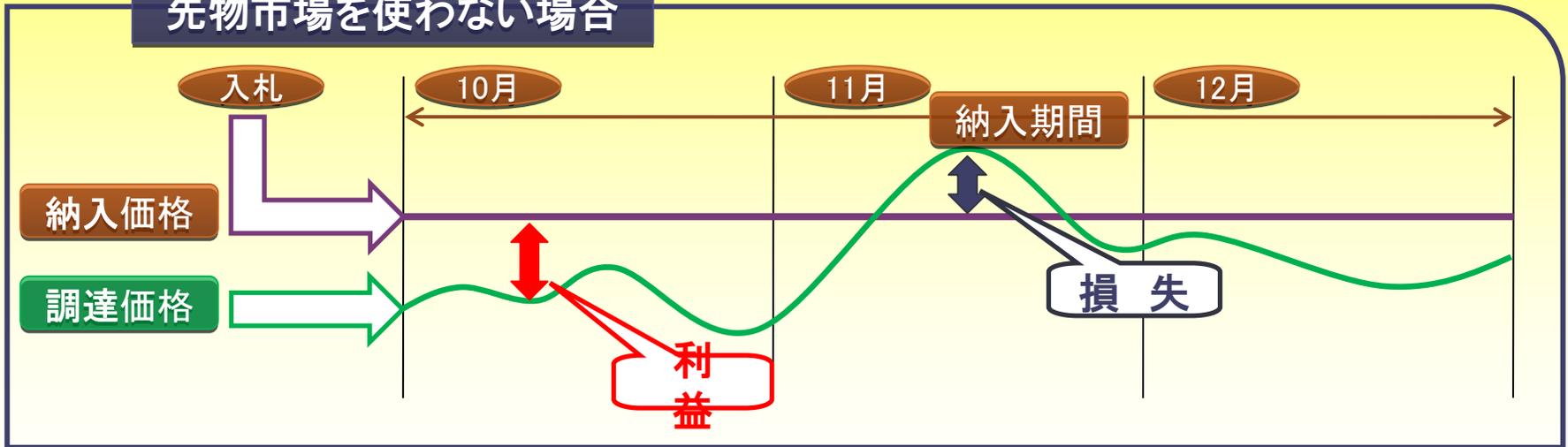
- ② 公官庁への石油製品の納入では、**納入価格はあらかじめ固定**される一方で、**実際の調達価格は変動**する
⇒ 落札はしたいが被りが出ると困る。入札は毎回、頭が痛い

【対応】

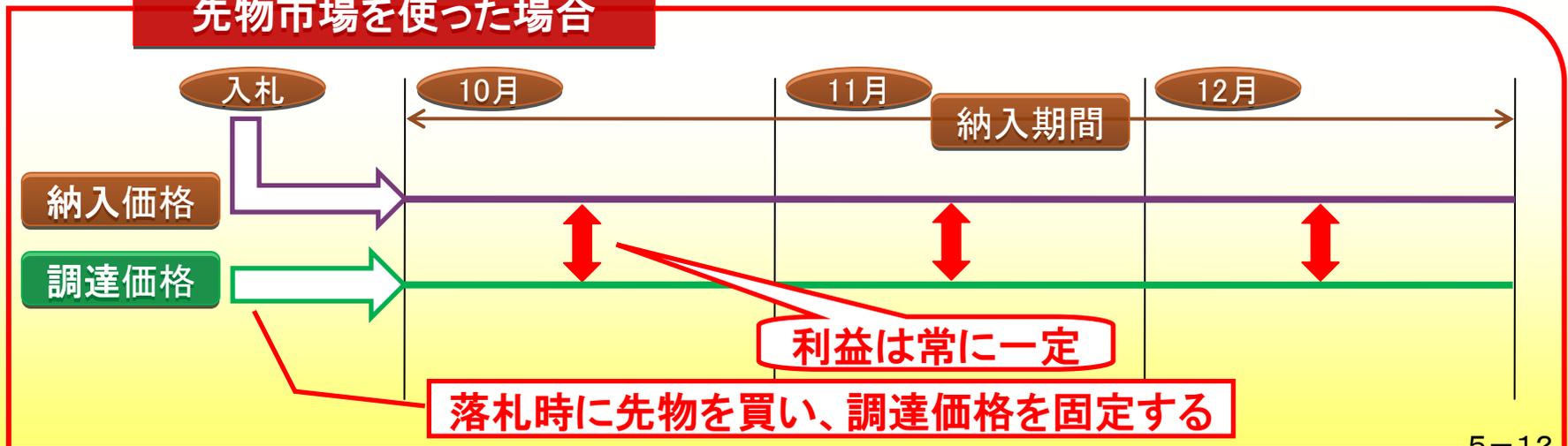
- 商品先物市場で現物を調達することで、入札時に現物調達価格を固定化
⇒ **納入マージンを確保**

商品先物市場を利用した**応札の利点**

先物市場を使わない場合



先物市場を使った場合



石油先物市場の仕入コスト計算例

値決め価格

ガソリン税

手数料+出荷格差

運送代

ガソリン

円/KL
(円 /L)

+

53,800円/KL
(53.8円 /L)

+

**円+ **円/KL
(**円+ **円/L)

+

円/KL
(円 /L)

灯油

円/KL
(円 /L)

+

+

**円+ **円/KL
(**円+ **円/L)

+

円/KL
(円 /L)

※ 平成21年6月 * 日の例

※ 手数料：東工取は * 円/KL(* 円/L)、中部大阪取は * 円/KL(* 円/L)

※ 受渡代金には別途消費税が加算

※ 商品分の消費税は納会値段を適用

※ 手数料は出荷地、引取形態により変額

※ 出荷格差は届け出先により3~4円/L程度